

平成30年度 山梨県職員言語聴覚士 選考採用試験案内（第2回）

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容
言語聴覚士	2名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、言語聴覚療法に関する専門的業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、言語聴覚士の免許を有する者又は平成31年において最初に実施される言語聴覚士国家試験により当該免許取得見込みの者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 日本国籍を有しない者の受験は可能ですが、その者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3 試験日及び試験会場

- (1) 試験日 平成30年11月24日（土）
 （受付時間：午前9時20分から午前9時35分まで）
 平成30年11月25日（日）
 （受付時間：前日（11月24日）に連絡）
- (2) 試験会場 山梨県庁防災新館（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

4 試験の方法

試験種目 (時間)	配点	内 容
教養試験 (120分)	(20点)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による短期大学卒業程度の筆記試験 出題分野 知識分野：社会科学、人文科学、自然科学 知能分野：文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等
論文試験 (90分)	(40点)	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等についての記述式による試験
人物試験 (140分)	(40点)	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについての検査
人物試験 (20分)		表現力、積極性、創造性等についての個別面接

5 受験手続等

(1) 問い合わせ先・選考採用試験申込書請求先・申込先

山梨県福祉保健部 福祉保健総務課 総務経理担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（県庁本館5階）
電 話 055-223-1441
F A X 055-223-1447

(2) 申込方法

選考採用試験申込書（様式第1号）に次の書類を添付のうえ申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。郵送の場合は、必ず書留郵便としてください。

- ・履歴書（様式第2号）
- ・学業成績証明書
- ・卒業証明書又は卒業見込証明書
- ・言語聴覚士の免許を有する者は、その写
- ・面接カード（様式第3号）[面接試験の参考としますので必要事項を記入してください。]

申込の際には、申込前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、正面向きのもの）を2枚（同一のもの）用意し、1枚を履歴書に貼り付けてください。もう1枚は、下記の（4）のとおり送付される受験票に貼り付け、受験日当日に持参してください。

(3) 受付期間

- ・平成30年9月7日（金）から平成30年11月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ・郵送の場合は、平成30年11月12日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- ・受付時間は、午前9時から12時、午後1時から5時までです。

(4) 受験票について

受験票は、平成30年11月21日（水）までに到着するよう郵送します。それまでに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせください。

受験票には、履歴書に貼り付けたものと同一の写真を貼り、試験当日必ず持参してください。受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

6 合格者の決定方法

選考採用試験の合格者は、試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験の得点が配点の3割未満の場合には、合計得点が高くても不合格となることがあります。なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

7 合格発表

発表日、発表方法は試験当日に連絡します。

この案内に定める選考採用試験の合格者には、後日人事委員会による最終選考が実施され、これを経て採用が決定されます。実施日時等については、該当者に別途通知します。

最終選考合格者のうち言語聴覚士免許を有していない者で、平成31年において

最初に実施される言語聴覚士国家試験により当該免許を取得できない者は、採用される資格を失います。

8 その他

この選考採用試験の試験成績は、山梨県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、受験票（これにより難しい場合は、運転免許証、旅券、官公署の発行する写真貼付の証明書その他本人であることを確実に確認することができる書類等）を持参の上、平日の午前9時から12時、午後1時から5時の間に開示場所に直接おいでください。

開示する内容	開示期間	開示場所
試験種目別得点、総合得点及び順位	合否通知を発送した日から1か月間。ただし、合格者については、最終選考結果通知を発送した日から1か月間。	山梨県福祉保健部福祉保健総務課 (山梨県庁本館5階) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

注意事項

- ・ 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。
ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。